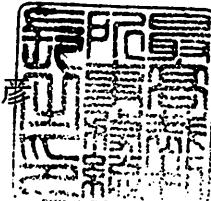


平成31年4月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成31年4月18日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「平成30年11月22日の参議院法務委員会における国会答弁の内容からすれば、本件対象文書は存在するといえる。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成30年11月22日の参議院法務委員会に関する国会答弁資料のうち、裁判所の所持品検査に関するもの

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成31年3月20日付で、当該文書は作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下、「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示申出に係る「国会答弁資料」とは、最高裁判所長官又はその代理

者が、国会法72条2項の規定に基づき国会（委員会）に対して出席説明をする際の説明案を記載した書面と解される。

イ 苦情申出人は、平成30年11月22日の参議院法務委員会における国会答弁の内容からすれば、開示対象文書（国会答弁資料）が存在するはずである旨主張しているが、本件においては、司法行政文書として説明案を作成していない。

したがって、原判断は相当である。